

財政援助団体等監査結果報告

〔神戸ルミナリエ組織委員会〕

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成21年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸ルミナリエ組織委員会（以下「委員会」という。）における出納その他の事務（財政援助に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成20年度執行の事務

2 監査の期間

平成21年8月24日～平成22年3月15日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

委員会は、神戸ルミナリエの開催を通じ、阪神・淡路大震災により多大の被害を受けた神戸の復興のシンボルとして、震災を将来に伝えるとともに神戸復興のリーディング産業たるべき集客観光関連産業の復興および振興に寄与することを目的としている。

初回以降、神戸ルミナリエの主催団体は、地元経済界、県市などからなる神戸ルミナリエ実行

委員会であったが、平成12年4月1日に、同実行委員会の上部組織として、兵庫県知事を顧問とし、神戸市長及び神戸商工会議所会頭を会長とする現在の組織委員会が設立された。

(2) 神戸市との関係

平成20年度は、補助金として1億3千万円を交付している。

(3) 事業の概要

委員会の事務局は、財団法人神戸国際観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）内に設置されており、所在地は中央区港島中町6丁目9番1（神戸国際交流会館7階）である。

ルミナリエの来場者数等の推移は第1表のとおりである。

第1表 来場者数等の推移

項目	平成20年度 (第14回)	平成19年度 (第13回)	対前年度 増減	対前年度 増減率
会期	12月4日～15日 (12日間)	12月6日～17日 (12日間)	—	—
来場者	3,755,000人	4,043,000人	△288,000人	△7.1%

備考：平成21年度〔第15回〕会期 平成21年12月3日～14日（12日間） 来場者数365万人

(4) 収支状況

会計処理は協会の規程を準用しており、消費税処理は税込処理である。

当年度の収支状況は、第2表のとおりである。なお、委員会の会計年度は9月1日から翌年8月31日となっている。

第 2 表 比較収支計算書

(単位 金額：千円)

科 目	平成 20 年度		平成 19 年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
収入の部	協賛補助金	284,902	49.9	277,781	48.1	7,121	2.6
	兵庫神戸市	155,500	27.2	156,000	27.0	△ 500	△ 0.3
	庫戸	25,000	4.4	25,000	4.3	0	0.0
	中内財団	130,000	22.8	130,000	22.5	0	0.0
	事業継続のための募	500	0.1	1,000	0.2	△ 500	△ 50.0
	一般募	107,850	18.9	117,591	20.4	△ 9,741	△ 8.3
	企業募	83,170	14.6	92,779	16.1	△ 9,609	△ 10.4
	グッズ売	11,312	2.0	13,047	2.3	△ 1,735	△ 13.3
	その他の収入	13,367	2.3	11,766	2.0	1,601	13.6
	当期収入合計 (A)	23,143	4.1	26,206	4.5	△ 3,063	△ 11.7
当期収入合計 (A)	571,395	100.0	577,578	100.0	△ 6,183	△ 1.1	
前期繰越収支差額	36,393	—	13,008	—	23,385	179.8	
収入合計	607,788	—	590,586	—	17,202	2.9	
支出の部	ルミナリエ設置運営費	534,873	94.2	533,198	96.2	1,675	0.3
	その他の事業費	27,724	4.9	16,182	2.9	11,542	71.3
	会議費	193	0.0	211	0.0	△ 18	△ 8.5
	租税公課	2,398	0.4	2,235	0.4	163	7.3
	当期支出合計 (B)	2,803	0.5	2,367	0.4	436	18.4
当期支出合計 (B)	567,990	100.0	554,193	100.0	13,797	2.5	
当期収支差額 (C=A-B)	3,405	—	23,385	—	△ 19,980	△ 85.4	
次期繰越収支差額	39,798	—	36,393	—	3,405	9.4	

備考 1 委員会の会計年度は9月1日～翌年8月31日である。

備考 2 委員会の会計は、一般会計（非収益）と特別会計（収益）に区分されており、両会計は原則収入比率により支出を按分している。また、特別会計の収支差額を年度末に一般会計に繰り入れている。

(5) 財政状態

委員会の財政状態は、第 3 表のとおりである。

第 3 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成 20 年度 末		平成 19 年 度 末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	54,542	100.0	50,657	100.0	3,885	7.7
I 流 動 資 産	54,542	100.0	50,657	100.0	3,885	7.7
1 現 金	20	0.0	15	0.0	5	33.3
2 普 通 預 金	54,523	100.0	49,579	97.9	4,944	10.0
3 未 収 入 金	—	—	1,063	2.1	△ 1,063	皆減
負 債 及 び 正 味 財 産	54,542	100.0	50,657	100.0	3,885	7.7
負 債	14,745	27.0	14,264	28.2	481	3.4
I 流 動 負 債	14,745	27.0	14,264	28.2	481	3.4
1 未 払 金	7,247	13.3	7,726	15.3	△ 479	△ 6.2
2 前 受 金	7,460	13.7	6,539	12.9	921	14.1
3 預 り 金	38	0.1	—	—	38	皆増
正 味 財 産	39,798	73.0	36,393	71.8	3,405	9.4
I 正 味 財 産	39,798	73.0	36,393	71.8	3,405	9.4
(うち一般会計正味財産)	39,798	73.0	36,393	71.8	3,405	9.4

備考：委員会の会計年度は9月1日～翌年8月31日である

5 監査の結果

(1) 収支等に関する事項について

当期収入合計 5 億 7,139 万円に対し、当期支出合計は 5 億 6,799 万円で、当期収支差額は 340 万円となっている。これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は 3,979 万円である。

当期収入は、募金等が減少したことから、前年度に比べ 618 万円 (1.1%) 減少した一方、当期支出は、警備費や音響制作費が増加したことなどから、前年度に比べ 1,379 万円 (2.5%) 増加している。その結果、当期収支差額は前年度に比べ 1,998 万円 (85.4%) 減少した。

事業面では、開催期間を 19 年度から 2 日間短縮しており、当年度も平成 20 年 12 月 4 日から 12 月 15 日までの 12 日間に 375 万 5 千人が来場した。これは、前年度に比べ 28 万 8 千人 (7.1%) の減少となっている。また、開催運営にあたっては、警備等来場者の安全確保に努めるとともに、運営ボランティアとして延べ約 800 名の市民サポーターの参加を得た。

さらに、関連事業として、障がい者を対象とした特別鑑賞デーであるハートフルデーの開催、慰霊と復興のモニュメントの開場時間の延長、市民ステージにおける防災啓発イベント、来場者一人 100 円募金やルミナリエの宝くじの販売等の取り組みを行った。

(2) 指摘事項及び意見

本市補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、事業は補助金の交付目的を達成しており、また、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められたが、一部の事務について、次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後適正な事務処理に努められたい。

① 指摘事項

ア 会計に関する事項

一般会計と募金グッズ売上に係る特別会計の経費の按分計算については売上割合を基本としているにもかかわらず、事務処理の委託先が按分計算を誤り、これに基づいた決算書の作成、税の申告が行われていた。

履行確認を適正に行うべきである。

	誤	正
平成 20 年度報酬のうち特別会計分	10,556 円	101,477 円 (=1,989,740×売上割合 0.051)
平成 19 年度報酬のうち特別会計分	10,556 円	105,456 円 (=1,989,740×売上割合 0.053)

イ 契約に関する事項

開催資金として多額の補助金を受け入れていることから、請負業務の発注にあたっては、仕様書を作成し、見積合わせ等経費の節減が可能となるよう努めるとともに、業務内容や支出根拠の明確化を図り、仕様書に基づいた履行確認を行うためにも契約書の作成が行われるべきであるが、以下のように契約書を締結せず、支出決議のみを作成している事例が見受け

られた。

契約書を締結するなど適正な事務処理を行うべきである。

(事例) 契約書が作成されていない業務

- ・ 2008 年度神戸ルミナリエ来場者アンケート調査 (1,050,000 円)
- ・ 東遊園地清掃作業(1,890,000 円)

ウ 財産に関する事項

開催期間中設置する現地事務所で使用する切手について有価証券使用簿への記載が行われていないほか、収入印紙の一部について使用簿への記載を行っていない事例が見受けられた。

有価証券の管理を適正にすべきである。

② 意見

委員会処務規程では、財務関係に関する事務処理は、協会の処務規程を準用することとされているが、事務局は開催期間を中心に臨時的な業務も多く、職員数の問題もあることなどから、協会の処務規程に基づいた対応が難しい状況も生じている。また、銀行払戻関係書類の金額が集計誤りにより支出決議書と異なっていた事例、手許資金交付請求書兼精算書や支出決議書の添付書類、支払確認事務に不備があった事例のほか、銀行振込事務において手数料や経常的な現金の取扱を再検討すべきと思われる事例が見受けられた。

現金事故防止や経費節減の観点から、業務の実態に即した手許資金等の取扱規程の整備、事務処理方法の見直しを検討されたい。

(3) まとめ

神戸ルミナリエは、阪神・淡路大震災犠牲者の鎮魂と都市の復興・再生への夢と希望を託して震災の年の12月に初めて開催され、その後継続開催を求める多くの声を受けて毎年開催されており、現在では神戸の冬の風物詩として定着しつつある。

また、来場者数については、平成16年度の第10回の538万人を最高に、その後は開催期間の短縮等により減少傾向にあるものの、平成20年の本市全体の観光入込客数2,861万人の約1割強が神戸ルミナリエを主目的とする観光客であり、本市最大の集客観光事業であるほか、来場者調査結果や多額の会場募金等からも継続開催に対する期待は依然として高い。

一方で、多額の開催経費を支える企業協賛金等を取り巻く状況は、景気の先行きが不透明であることも加わり、震災後10年を超えたころから年々厳しさを増している。また、開催地周辺では通行止めや雑踏によって経済活動等が制約されるとの声もあり負担感が大きいのも事実である。

こうした中で、今後とも神戸ルミナリエを継続開催していくためには、開催資金の確保とともに

に、競争性の導入等による経費の削減、原点に立ち返った事業内容の検証、環境への負荷等を含めた諸課題への取り組みが求められるところである。今後の開催にあたってはこうした取り組みの成果が十分に反映されたものとなるよう希望する。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。